

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月19日(2006.1.19)

【公表番号】特表2005-510540(P2005-510540A)

【公表日】平成17年4月21日(2005.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2005-016

【出願番号】特願2003-546893(P2003-546893)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/4745 (2006.01)
 A 6 1 K 9/10 (2006.01)
 A 6 1 K 47/10 (2006.01)
 A 6 1 K 47/12 (2006.01)
 A 6 1 K 47/14 (2006.01)
 A 6 1 K 47/32 (2006.01)
 A 6 1 K 47/38 (2006.01)
 A 6 1 K 47/44 (2006.01)
 A 6 1 P 17/00 (2006.01)
 A 6 1 P 17/02 (2006.01)
 A 6 1 P 17/16 (2006.01)
 A 6 1 P 37/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/4745
 A 6 1 K 9/10
 A 6 1 K 47/10
 A 6 1 K 47/12
 A 6 1 K 47/14
 A 6 1 K 47/32
 A 6 1 K 47/38
 A 6 1 K 47/44
 A 6 1 P 17/00
 A 6 1 P 17/02
 A 6 1 P 17/16
 A 6 1 P 37/02

【手続補正書】

【提出日】平成17年11月25日(2005.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2-メチル-1-(2-メチルプロピル)-1H-イミダゾ[4,5-c][1,5]ナフチリジン-4-アミン又はその医薬上許容される塩である免疫応答調節物質(IRM)
)化合物;

脂肪酸;および

前記脂肪酸と混和でき、かつ7個以上の炭素原子を含むヒドロカルビル基を含む、疎水性非プロトン性成分

を含む、医薬製剤。

【請求項 2】

- (a) 0.03~3% w/w の 2-メチル-1-(2-メチルプロピル)-1H-イミダゾ[4,5-c][1,5]ナフチリジン-4-アミン又はその医薬上許容される塩；
- (b) 3~25% w/w の イソステアリン酸；
- (c) 3~15% w/w の 疎水性非プロトン性成分；
- (d) 0.1~25% w/w の 保存剤；
- (e) 0.75~3.5% w/w の 乳化剤；および
- (f) 0.5~5% w/w の カルボマー；

を含む、請求項 1 に記載の製剤。

【請求項 3】

前記疏水性非プロトン性成分が、ミリスチン酸イソプロピル、パルミチン酸イソプロピル、カプリル/カプリン酸トリグリセリド、およびジリノール酸ジイソプロピルからなる群より選ばれる、請求項 1 または 2 記載の製剤。